

国自総第 193 号
最終改正 令和 5 年 9 月 25 日
国自審第 738 号
新 設 令和 2 年 8 月 5 日

独立行政法人 自動車技術総合機構理事長 殿

国土交通省自動車局長

自動車の特定改造等の許可実施要領について（依命通達）

自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 66 号）が制定されたことに伴い、自動車の特定改造等の許可実施要領を別添のとおり定めることとしたので、了知されたい。

なお、別紙のとおり関係団体あて通知したので念のため申し添えます。

(別紙)

国自審第 738 号の 3

令和 2 年 8 月 5 日

一般社団法人 日本自動車工業会会長
日本自動車輸入組合理事長
一般社団法人 日本産業車両協会会長
一般社団法人 日本農業機械工業会会長
一般社団法人 日本建設機械施工協会会長
一般社団法人 日本建設機械工業会会長
一般社団法人 日本自動車車体工業会会長
一般社団法人 日本自動車部品工業会会長
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長
公益社団法人 日本自動車輸送技術協会会長
一般社団法人 日本車両検査協会理事長
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会会長
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会会長
一般社団法人 日本自動車機械工具協会会長
一般社団法人 日本自動車タイヤ協会会長
公益社団法人 日本バス協会会長
公益社団法人 全日本トラック協会会長
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長
一般社団法人 日本陸用内燃機関協会会長
一般社団法人 全国個人タクシー協会会長
一般社団法人 全国霊枢自動車協会会長

殿

・
・
・

国土交通省自動車局長

自動車の特定改造等の許可実施要領について（依命通達）

自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 66 号）が制定されたことに伴い、自動車の特定改造等の許可実施要領を別添のとおり定めることとしたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

自動車の特定改造等の許可実施要領

目次

- 第1 適用
- 第2 用語の定義
- 第3 能力証明に係る申請書
- 第4 能力証明に係る申請書の添付書面
- 第5 許可に係る申請書
- 第6 許可に係る申請書の添付書面
- 第7 変更届
- 第8 申請内容の変更
- 第9 外国人等による届出等
- 第10 電子申請による申請等
- 第11 手数料の納付
- 第12 その他

第1 適用

道路運送車両法（昭和26 年法律第185 号。以下「法」という。）第99 条の3 第1 項の許可に関する手続は、法及び自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2 年国土交通省令第66 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この通達の定めるところによる。

第2 用語の定義

この通達における用語の定義は、法及び省令に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1)「能力証明」とは、許可の申請者が特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有することについて、省令第2 条第1 項の規定に基づき、国土交通大臣が行う証明をいう。
- (2)「研究所」とは、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所をいう。
- (3)「指定特定共通構造部」とは、その型式について法第75 条の2 第1 項の規定による指定を受けた特定共通構造部（同条第7 項の規定により同条第1 項の規定による指定を受けたものとみなされるものを含む。）をいう。
- (4)「指定特定装置」とは、その型式について法第75 条の3 第1 項の規定による指定を受けた特定装置（同条第8 項の規定により同条第1 項の規定による指定を受けたもの

とみなされるものを含む。)をいう。

- (5)「審査事務規程」とは、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人自動車技術総合機構において定める審査事務の実施に関する規程をいう。

第3 能力証明に係る申請書

- 1 省令第2条第1項の規定による能力証明の申請（以下「能力証明申請」という。）に係る申請書の記載に際しては、次の点に留意すること。

特定改造等の種類には、法第99条の3第1項第1号に掲げる行為、法第99条の3第1項第2号に掲げる行為又は法第99条の3第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうちいずれか該当するものを記載すること。

省令第2条第7項に規定する能力基準適合証明書の有効期間の更新のために同条第1項の証明を申請する場合にあっては、現に有効な能力基準適合証明書に係る許可の許可番号を備考欄に記載すること。

- 2 省令第2条第6項に規定する重大な変更とは、附則1「重大な変更の取扱要領」に定めるものをいう。

第4 能力証明に係る申請書の添付書面

能力証明に係る申請書の添付書面及びその記載要領等は、附則2「申請書等提出要領」に定めるとおりとする。

第5 許可に係る申請書

- 1 省令第1条第1項に規定する軽微な変更（以下、「軽微変更」という。）とは、附則3「軽微な変更の取扱要領」に定めるものをいう。

- 2 省令第3条第2項の規定による許可の申請（以下「許可申請」という。）に係る申請書の記載に際しては、次の点に留意すること。

特定改造等の種類には、法第99条の3第1項第1号に掲げる行為、法第99条の3第1項第2号に掲げる行為又は法第99条の3第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうちいずれか該当するものを記載すること。

第6 許可に係る申請書の添付書面

許可に係る申請書の添付書面及びその記載要領等は、附則2「申請書等提出要領」に定めるとおりとする。

第7 変更届

- 1 省令第5条第1号の規定による変更の届出に係る届出書（以下「届出書」という。）

は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（省令第2条第3項及び第3条第3項の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。

- 2 届出書の提出時期について、同号中「遅滞なく」とあるのは、遅くとも当該変更があった日の属する四半期の翌四半期の初日から30日以内に行うことをいう。

第8 申請内容の変更

能力証明申請又は許可申請後に行う当該申請内容の変更は、法第99条の3第9項に規定する通知が行われる前に限り、行うことができる。

ただし、申請内容の変更によって新たに試験を行う必要が生ずる場合など審査に要する期間を延長しなければならないと判断されたときは、申請者が、審査に要する期間の延長に同意する場合に限り、当該変更を行うことができるものとする。

第9 外国人等による届出等

外国人又は外国法人が能力証明申請若しくは許可申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第10 電子申請による申請等

- 1 能力証明申請、許可申請、軽微変更の届出及び変更届出は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号。以下「行政手続オンライン化法」という。）に基づく、電子申請の総合窓口（e-Gov）電子申請システムを利用し、国土交通省オンライン申請システムを経由して行うオンライン申請・届出等（以下「電子申請」という。）により行うことができる。
- 2 電子申請を行う場合に申請等に係る添付書面の作成に当たっては、附則2の2電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領によるものとする。

第11 手数料の納付

申請者は、国土交通省から手数料額が通知された後、手数料を機構における審査が終了する前までに速やかに納付するものとする。ただし、自動車検査登録印紙により納付する場合は、機構における審査が終了した後とすることができる。

また、機構に納める手数料については、機構の定めるところにより納付するものとする。

第12 その他

国土交通大臣は、許可を受けた者における特定改造等の適確な実施を確保するために

必要と認めるときは、法第100条の規定に基づき、当該者に対して報告徴収又は立入検査を実施するものとする。

附則 1 重大な変更の取扱要領

省令第2条第8項に規定する重大な変更とは、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和2年国土交通省告示第787号。以下「告示」という。）に規定するプロセスに係る基準書（当該プロセスの概要を規定するものをいう。以下同じ。）又は当該プロセスに係る手順書（当該プロセスを実行するために必要なものとして、具体的な業務の実施手順を規定するものをいう。以下同じ。）の変更（当該基準書又は手順書の追加及び廃止を含み、当該プロセスの確実な実行に影響を及ぼすおそれが少ないものを除く。）とする。

この場合において、次に掲げるものは、告示に規定するプロセスの確実な実行に影響を及ぼすおそれが少ないものとして取り扱うものとする。また、能力証明を受けた者が、次に掲げるものに追加を希望する場合にあっては、研究所にその追加理由及び資料を附して申し出ることができる。研究所は、当該申し出が技術的に妥当であるか判断を行い、その旨を審査・リコール課に報告するものとする。審査・リコール課においては、次に掲げるものに追加する必要があると認める場合にあっては、これを追加したものとみなすことができる。

- (1) 組織再編等に伴う既存の基準書若しくは手順書に規定された組織名称の変更その他の記載事項の形式的な変更又は当該基準書若しくは手順書の統合及び分離
- (2) 業務管理システムに係る品質の改善を目的とする基準書又は手順書の変更（能力証明を受けた者の能力の低下を伴わないものに限る。）
- (3) 契約するサプライヤー等の外部組織との関係の変更（当該変更が協定規則第155号の技術的な要件（同規則の規則7.2.2.5.に限る。）に規定する管理の範囲を超えないものに限る。）

附則 2 申請書等提出要領

第 1 本要領の適用

能力証明申請及び許可申請に係る申請書並びに届出書（以下「申請書等」という。）並びにこれらの添付書面についての提出方法は、この通達の別添「自動車の特定改造等の許可実施要領」によるほか、本要領に定めるところによる。

第 2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる 2 分冊に区分して作成すること。ただし、省令第 5 条第 1 号の規定による変更の届出（省令第 2 条第 3 項第 2 号又は第 3 条第 3 項第 4 号の書面の記載事項に係るものに限る。）を行う場合にあっては、当該変更に係る第 2 分冊の書面を第 1 分冊に添付することにより、第 2 分冊の作成に代えることができる。

第 1 分冊 申請書等、別記様式の提出書面一覧表及び別表第 1 又は第 2 の添付書面

第 2 分冊 申請書等の写し、別記様式の提出書面一覧表、別表第 3 又は第 4 の添付書面及び審査事務規程に定める添付書面

第 3 申請書等及びその添付書面の提出先及び提出時期

(1) 申請書等及びその添付書面の提出先

申請書等は、第 2 による第 1 分冊を国土交通省物流・自動車局審査・リコール課（以下「審査・リコール課」という。）に、第 2 分冊を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所自動車認証審査部（以下「自動車審査部」という。）にそれぞれ提出すること。ただし、第 2 ただし書きの場合にあっては、第 1 分冊のみを審査・リコール課に提出すればよい。

(2) 提出時期

①能力証明申請

申請書等を最初に提出するとともに、添付書面については、申請者等、審査・リコール課及び自動車審査部との協議によって定めた期日までに提出すること。

②許可申請

第 1 分冊は申請書等の提出時に提出し、第 2 分冊は第 1 分冊の提出時期とほぼ同時期に提出すること。

ただし、第 1 分冊については別記様式の提出書面一覧表を除き、第 2 分冊の自動車審査部の審査終了前までに提出することができる。

第 4 申請等の際の説明

能力証明申請を行おうとする者は、当該申請に係る申請書を提出する際及びその添付

書面を提出する際に許可申請を行おうとする者は、当該申請に係る申請書を提出する際に、次表の左欄に掲げる部署に対し、申請の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に掲げる事項のうち、提出する書面に関連する事項をそれぞれ説明すること。

部 署	事 項	
	能力証明申請	許可申請
審査・リコール課	1 申請の目的（能力基準適合証明書の新規交付又は更新への該当性をいう。以下同じ。） 2 業務管理システムの概要 3 その他必要と認められる事項	1 特定改造等の目的及び概要 2 申請者の体制の概要
自動車審査部	1 申請の目的 2 業務管理システムの概要 3 その他審査の実施に当たって必要と認められる事項	1 特定改造等の目的及び概要 2 申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造・装置（新機構を含む。）及び性能の概要（省令第3条第1項ただし書の規定による許可を申請する場合を除く。3において同じ。） 3 社内試験の実施状況 4 その他審査の実施に当たって必要と認められる事項

別表第 1（能力証明申請に係る申請書等の添付書面／審査・リコール課用）（第 2 関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1	申請に係る業務管理システムの概要を記載した書面	次に掲げる事項を記載すること。 ① 業務管理システムが確立されている組織が存する施設の名称及び住所 ② 業務管理システムに関する組織体制の概略図 ③ 業務管理システムの業務フロー図（当該システムに関連する部門の名称を含む。） ④ 基準書及び手順書の名称及び概要
2	申請者の能力が省令第 4 条第 1 項の基準に適合することを証する書面	別記様式 1 の宣誓書を提出すること。
3	その他審査の実施に当たって必要と認められる書面	別記様式 2 の誓約書を提出すること。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

2 既に同一の書面を提出しているときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を省略することができる。

3 同時に複数の能力証明を申請する場合で同一の書面を提出するときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を代表で提出することができる。

別表第 2（許可申請に係る申請書等の添付書面／審査・リコール課用）（第 2 関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1	申請に係るプログラム等の改変による改造に係る能力基準適合証明書の写し	申請に係る特定改造等の種類に応じ、現に有効な能力基準適合証明書の写しを提出すること。 なお、協定規則第 155 号の認定証の写し、同規則の規則 6. に基づいて交付された有効なサイバーセキュリティ管理システム適合認定書の写し及び当該写しに係るサイバーセキュリティ管理システムの概要を記載した書面並びに協定規則第 156 号の認定証の写し、同規則の規則 6. に基づいて交付された有効なソフトウェア更新管理システム適合認定書の写し及び当該写しに係るソフトウェア更新管理システムの概要を記載した書面をもって能力基準適合証明書の写しに代えることができる。

2	申請者の体制が省令第4条第2項の基準に適合することを証する書面	次に掲げる事項を記載すること。 ① 別記様式3の誓約書 ② 特定改造等品質保証体系図 また、申請者が申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車に係る自動車製作者等でない場合にあつては、当該改造について当該自動車製作者等から同意を得ていることを証する書面及び当該同意の具体的な内容（申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の範囲、申請に係る特定改造等の実施条件を含む。）を記載した書面をあわせて提出すること。
3	申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の範囲	別記様式4の改造される自動車の範囲を提出すること
4	申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車が道路運送車両の保安基準の規定（申請に係るプログラム等の改変による改造に係る部分に限る。）に適合することを証する書面	省令第3条第1項ただし書の規定による許可を申請する場合にあつては、当該自動車が、当該改造に係る部分の全部につき、次のいずれかに該当することを証する書面とする。 ① 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた自動車が、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものであること。 ② 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた特定共通構造部が指定特定共通構造部であること。 ③ 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた特定装置が指定特定装置であること。 ④ その他「自動車の特定改造等の許可に関する省令及び自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるもの等について（依命通達）」（令和2年8月5日付国自審第737号）の1.に規定する場合に該当すること。
5	自動車型式指定規則第2条の購入契約に係る契約書及び当該契	申請者が同条の購入契約を締結している者である場合に限る。また、当該書面が日本語で記載

	約書に係る購入後の自動車に対する特定改造等の実施に係る権利を有していることを証する書面	されているもの以外のものにあつては、これを翻訳した書面を添付すること。
6	法第99条の3第7項の規定による特定改造等の停止又は許可の取消しの処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	省令第3条第3項第6号に該当する者に限り、次に掲げる事項を記載すること。 ① 不正行為の全容 ② 不正行為の再発を防止するための組織体制の見直しを含めた具体的な措置

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

2 既に同一の書面を提出しているときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を省略することができる。

3 同時に複数の許可を申請する場合で同一の書面を提出するときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を代表で提出することができる。

別表第3（能力証明申請に係る申請書等の添付書面／自動車審査部用）（第2関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1	申請に係る業務管理システムの概要を記載した書面	次に掲げる事項を記載すること。 ① 業務管理システムが確立されている組織が存する施設の名称及び住所 ② 業務管理システムに関する組織体制の概略図 ③ 業務管理システムの業務フロー図（当該システムに関連する部門の名称を含む。） ④ 基準書及び手順書の名称及び概要
2	申請者の能力が省令第4条第1項の基準に適合することを証する書面	別記様式1の宣誓書を提出すること。 基準書及び手順書（告示に規定するプロセスに係る部分に限る。）
3	その他審査の実施に当たって必要と認められる書面	別記様式2の誓約書を提出すること。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

2 既に同一の書面を提出しているときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を省略することができる。

3 同時に複数の能力証明を申請する場合で同一の書面を提出するときは、その旨を

申し出ることによって当該書面の提出を代表で提出することができる。

別表第4（許可申請に係る申請書等の添付書面／自動車審査部用）（第2関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1	申請に係るプログラム等の改変による改造に係る能力基準適合証明書の写し	申請に係る特定改造等の種類に応じ、現に有効な能力基準適合証明書の写しを提出すること。 なお、協定規則第155号の認定証の写し、同規則の規則6.に基づいて交付された有効なサイバーセキュリティ管理システム適合認定書の写し及び当該写しに係るサイバーセキュリティ管理システムの概要を記載した書面並びに協定規則第156号の認定証の写し、同規則の規則6.に基づいて交付された有効なソフトウェア更新管理システム適合認定書の写し及び当該写しに係るソフトウェア更新管理システムの概要を記載した書面をもって能力基準適合証明書の写しに代えることができる。
2	申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の範囲	別記様式4の改造される自動車の範囲を提出すること
3	申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車が道路運送車両の保安基準の規定（申請に係るプログラム等の改変による改造に係る部分に限る。）に適合することを証する書面	省令第3条第1項ただし書の規定による許可を申請する場合にあつては、当該自動車が、当該改造に係る部分の全部につき、次のいずれかに該当することを証する書面とする。 ① 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた自動車が、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものであること。 ② 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた特定共通構造部が指定特定共通構造部であること。 ③ 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた特定装置が指定特定装置であること。 ④ その他「自動車の特定改造等の許可に関する省令及び自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるもの等について

		(依命通達)」の1.に規定する場合に該当すること。
--	--	---------------------------

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。
- 2 既に同一の書面を提出しているときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を省略することができる。
- 3 同時に複数の許可を申請する場合で同一の書面を提出するときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を代表で提出することができる。

別記様式（提出書面一覧表）（第2関係）

提出書面一覧表		
※		
書面の名称	提出・省略の別	備考

（日本産業規格A列4番）

- 備考1 ※には、能力証明申請にあつては当該申請に係る業務管理システムの名称を、許可申請にあつては当該申請に係る改造のためのプログラム等の名称を記載すること。
- 2 本様式は、第1分冊については別表第1又は第2の添付書面、第2分冊については別表第3又は第4の添付書面及び審査事務規程に定める添付書面について記載すること。
- 3 記載内容が多く、書き切れない場合には、別葉とすることができる。
- 4 書面の名称欄には、申請等の種類に応じ、提出を要するとされた添付書面の名称を記載すること。ただし、書面の名称をあらかじめ網羅して記載した提出書面一覧表を用いるときは、提出を要しない書面について提出・省略の別欄に「―」又は

「／」を記入すること。

5 提出・省略の別欄には、書面を提出する場合には「○」を、書面の提出を省略する場合には「×」をそれぞれ記入すること。

6 備考欄には、書面の提出を省略する理由を具体的に記載すること。

別記様式 1（宣誓書）

宣誓書

年 月 日
宣誓者の氏名又は名称

業務管理システムの名称

申請又は届出に係る上記業務管理システムに係る能力は、自動車の特定改造等の許可に関する省令第 4 条第 1 項に定める基準に適合するものであり、かつ、申請にあたり提出する申請書又は届出にあたり提出する届出書及びこれらに添付する書面には、実際に保有する上記業務管理システムに関し、事実に基づく正確な記載をしたことに相違ありません。

（日本産業規格 A 列 4 番）

誓約書

年 月 日
誓約者の氏名又は名称

業務管理システムの名称

申請又は届出に係る上記業務管理システムにつき、その能力を自動車の特定改造等の許可に関する省令第 4 条第 1 項に定める基準に適合するように維持するとともに、当該能力に係るプロセスを確実に実行することを誓約します。

誓約書

年 月 日
誓約者の氏名又は名称

申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車について、当該改造のためのプログラム等の製作又は当該改変の過程に起因する不具合その他の当該改造に関連する不具合に関する情報の収集及び分析を適時適切に実施するとともに、是正措置が必要となる場合にあっては、当該措置を適切かつ迅速に実施することを誓約します。

別記様式 4 （改造される自動車の範囲）

改造される自動車の範囲				
年 月 日				
車 名	型 式 ※ 2	通 称 名	改造される自動車の範囲※ 1 ※ 2	備 考

【注意事項】

※ 1 上記の自動車の範囲のうち、改造により保安基準に不適合となる自動車を除く。

※ 2 改造される自動車の型式、特定共通構造部、特定装置、車台番号の範囲等、対象となる個々の自動車を特定できるように記載すること。なお、多仕様自動車又は新型届出による取扱いを受けた自動車を含む場合は、当該取扱いと改造される自動車との対応関係が分かるように記載すること。

附則 2 の 2 電子申請を行う場合の申請書面の作成要領

第 1 総則

電子申請による能力証明申請、許可申請、軽微変更の届出及び変更届出を実施する場合の添付書面の作成要領を定める。作成にあたっては、この要領に定められている記載方法により行うこととする。

第 2 電子申請を行う際の添付書面の様式等

- 1 電子申請を行う際の添付書面は別紙 1「電子申請を行う際の添付書面作成要領」に規定する書面毎に電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下、「電磁的記録」という。）により作成する。

この場合において、添付書面の 1 ファイルあたりの容量は、5 メガバイトを超えないものとする。

- 2 P D F 形式とは、Adobe PDF(Portable Document Format)形式をいう。作成にあたっては、原則、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成した電磁的記録を P D F 形式で記録するものとする。また、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて電磁的記録を P D F 形式に作成することができない場合にあっては、イメージスキャナー等を用いて作成し、P D F 形式で記録した電磁的記録でもよいものとする。この場合において、イメージスキャナーにより画像等を読み取る際の解像度は 2 0 0 dpi 程度とする。

第 3 電子申請時の細部取扱い

- 1 電子申請を行う際の添付書面の欄には、該当する添付書面番号ごとに「1」を記入することとする。
- 2 電子申請時に添付出来ない電磁的記録については、郵送、持参又は E-mail により提出することができる。また、複数の電磁的記録を同時に提出する場合には電子申請を行った際に通知された到着番号名のフォルダを作成し、その中に電磁的記録を格納し、提出する電磁的記録の一覧表を添えて提出すること。

別紙 1 電子申請を行う際の添付書面作成要領

- 1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の 1 から 5 6 及び 5 9 から 7 0 に分けて分類する。
- 2 各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
- 3 電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり（半角、小文字）とする。

4 4 5 及び 5 5 の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1	提出書面一覧表	PDF 形式	teishutsuichiran
2	諸元表 (T X T)	TXT 形式	syogen1
	諸元表 (P D F)	PDF 形式	syogen1
3	諸元表 (P D F)	PDF 形式	syogen2
4	外観図	PDF 形式	gaikanzu
5	構造・装置の概要説明書	PDF 形式	gaiyousetsumei
6	走行性能曲線図	PDF 形式	soukoukyokusen
7	原動機性能曲線図	PDF 形式	gendoukiyokusen
8	車台番号の打刻届出書 (写し)	PDF 形式	shadaidakoku
9	原動機の型式の打刻届出書 (写し)	PDF 形式	gendoukidakoku
10	外観写真	PDF 形式	gaikansyashin
11	保安基準に適合することを証する書面	PDF 形式	hoantekigou
12	指定装置等又は指定共通構造部一覧表	PDF 形式	souchiichiran
13	装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定証の写し	PDF 形式	souchitsuuchisyo
14	最高速度の計算書	PDF 形式	saikousokudo
15	農耕作業用自動車等機能証明書	PDF 形式	noukousyoumei
16	農耕作業用自動車等機能確認書	PDF 形式	noukougakunin
17	騒音及び排出ガスの品質管理説明書	PDF 形式	souonsetsumei
18	構造変更経緯書	PDF 形式	henkoukeiisyo
19	完成検査及び装置の検査の業務組織を記載した書面	PDF 形式	kankensoshiki
20	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の項目等	PDF 形式	kankenkoumoku
21	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 装置の検査の項目等	PDF 形式	kankensouchikoumoku
22	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査のチェックシート	PDF 形式	kankencheck
23	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査ライン工程図	PDF 形式	kankenouteizu
24	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 品質保証体系図	PDF 形式	kankentaikeizu

25	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 共同申請の場合の業務分担	PDF 形式	kankenkyoudoubuntan
26	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の一部委託の場合の委託先等－ 委託先及び委託業務の範囲	PDF 形式	kankenichibuhani
27	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の一部委託の場合の委託先等－ 委託先の業務実施体制	PDF 形式	kankenichibutaisei
28	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の一部委託の場合の委託先等－ 委託業務に関する指導監督方法	PDF 形式	kankenichibushidou
29	自動車検査用機械器具の管理要領－ 自動車検査用機械器具の一覧表	PDF 形式	kiguichiran
30	自動車検査用機械器具の管理要領－ 保守管理体制又は保守管理体制図	PDF 形式	kigutaiseizu
31	完成検査終了証の発行要領を記載した書面	PDF 形式	kankenhakkou
32	点検整備方式を記載した書面	PDF 形式	tenken
33	契約書の写し	PDF 形式	keiyakusyo
34	品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面	PDF 形式	hinkan
35	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲又は特定共通構造部の範囲	PDF 形式	souchihani
36	特別な表示の表示位置及び表示方式を記載した図面	PDF 形式	tokubetsuzumen
37	型式認定番号標取付図	PDF 形式	katashikitoritsukezu
38	原動機総排気量表示図	PDF 形式	gendoukitoritsukezu
39	その他自動車の構造、装置及び性能に関して必要な書面	PDF 形式	shiken1
40	申請に係る構造又は装置に関し、保安基準の適用の除外を受ける事項及びその理由を記載した書面	PDF 形式	shiken2
41	申請に係る構造又は装置を有する自動車の安全性の確保及び環境対策について記載した書面	PDF 形式	shiken3
42	試験運行によるデータ収集項目を記載した書面	PDF 形式	shiken4
43	申請に係る自動車又は構造及び装置の開発状況と普及の見通しを記載した書面	PDF 形式	shiken5

44	認定を申請する者と申請に係る自動車との関係を表す書面	PDF 形式	shiken6
45	車台番号又は原動機の型式の打刻届出書（PDF 書面）	PDF 形式	dakokutodoke
46	打刻がないことの証明書	PDF 形式	dakoku1
47	補修用シリンダブロックに打刻する証明書	PDF 形式	dakoku2
48	打刻に係る証明書	PDF 形式	dakoku3
49	登記簿等業とする旨を証する書面	PDF 形式	dakoku4
50	自動車通関証明書の写し等	PDF 形式	dakoku5
51	印鑑・署名（完成検査終了証の印鑑・署名の届出書）	PDF 形式	shinseiinkan
52	申請者の経歴の概要（打刻指定申請書）	PDF 形式	shinseikeireki
53	打刻業務に関する組織（打刻指定申請書）	PDF 形式	shinseigyomu
54	取扱内規（打刻指定申請書）	PDF 形式	shinseinaiki
55	打刻様式及び打刻字体（輸入自動車等の打刻届出書）	PDF 形式	shinseijitai
56	その他書面	PDF 形式	sonota
59	完成検査及び装置の検査の実施要領－実施規程第 6 条第 2 項第 4 号の措置	PDF 形式	kyogikisaiboushisochi
60	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査員になろうとする者に対して行う教育訓練等の内容	PDF 形式	kensainsenninkyouiku
61	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査員に選任した者に対して行う継続的な教育訓練の内容	PDF 形式	kensainkeizokukyouiku
62	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査員の配置方針	PDF 形式	kensainhaichihoushin
63	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査に係る誓約書	PDF 形式	kankenseiyakusho
64	第四条第一項に定める基準に適合することを証する書面	PDF 形式	4jyou1kou
65	改造に係る能力基準適合証明書の写し	PDF 形式	nouryokutekigou
66	第四条第二項の基準に適合することを証する書面	PDF 形式	4jyou2kou
67	特定改造等の実施に係る権利を有していることを証明する書面	PDF 形式	kaizoukenri
68	不正行為防止の措置が適切に講じられていることを証する書面	PDF 形式	fuseiboushi
69	申請に係る業務管理システムの概要を記載した書面	PDF 形式	systemgaiyou

70	変更管理手順	PDF 形式	henkou
----	--------	--------	--------

注) 項番 64 及び 66 の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」(令和 2 年国土交通省令第 66 号) 第四条を示す。

附則 3 軽微な変更の取扱要領

軽微な変更とは、同項に規定する装置の性能の変更が次のいずれの場合にも該当しないものとする。

- (1) 自動車型式指定規則（昭和26 年運輸省令第85 号）第 3 条に規定する指定の申請事由に相当するものである場合
- (2) 自動車型式指定規則第 3 条の 2 に規定する指定の申請事由に相当するものである場合
- (3) 自動車型式指定規則第 6 条第 1 項第 2 号の届出（同規則第 3 条第 2 項第 3 号括弧書の書面の記載事項の変更（指定特定共通構造部又は指定特定装置の保安基準適合性について再審査を伴ったものに限る。）に係るものに限る。）の事由に相当するものである場合
- (4) 共通構造部型式指定規則（平成28 年国土交通省令第15 号）第 3 条に規定する指定の申請事由に相当するものである場合
- (5) 共通構造部型式指定規則第 4 条に規定する指定の申請事由に相当するものである場合
- (6) 共通構造部型式指定規則第 8 条第 1 項第 2 号の届出（同規則第 3 条第 2 項第 3 号括弧書の書面の記載事項の変更（指定特定装置の保安基準適合性について再審査を伴ったものに限る。）に係るものに限る。）の事由に相当するものである場合
- (7) 装置型式指定規則（平成10 年運輸省令第66 号）第 4 条に規定する指定の申請事由に相当するものである場合
- (8) 装置型式指定規則第 4 条の 2 に規定する指定の申請事由に相当するものである場合

附 則（令和 2 年 8 月 5 日国自審第738号）

この通達は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（令和 2 年11月23日）から適用する。

附則（令和 2 年12月23日国自総第283号）

本改正規定は、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令の施行の日（令和 3 年 1 月 1 日）から施行する

附則（令和 2 年12月25日国自審第1950号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 3 年 1 月22日より施行する。ただし、附則 1 の規定を、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）第14条第22項及び第25項の規定の適用を受ける自動車に適用させる場合においては、なお従前の例による。

附則（令和 3 年 4 月 9 日国自審第35号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 3 年 4 月 9 日より施行する。

附則（令和 4 年 4 月25日国自審第90号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 4 年 4 月25日より施行する。

附則（令和 5 年 6 月30日国自審第391号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日より施行する。

附則（令和 5 年 9 月25日国自総第193号）

（施行期日）

1 本改正規定は、令和 5 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 本改正規定の施行の際現にある本改正規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。